

## 戦後熊本県会会議録

### ■昭和 23 年

[6 月定例県議会]

△衛生委員会委員長の報告(岩本弘：10 番)

第一号議案歳入歳出追加予算中、歳出につきましては第七款保健衛生費四百四十二万九千三百三十四円でありまして…癩病予防費三十八万二百円…癩病予防費は癩撲滅のための患者検診、収容、予防思想の普及徹底のための諸経費であります。以上追加予算について報告いたしましたのであります。

### ■昭和 24 年

[3 月臨時県議会]

△衛生委員会委員長の報告(泉万次郎：30 番)

第十二項ライ病予防費三十七万七千七百七十円、これは本病の予防対策としまして、ライ病は遺伝病であると一般に信ぜられておりましたが、これは伝染病でありまして、早期検診ならびに収容を主眼点としこれが周知徹底につとむるとともに、未収容患者の収容に要する諸経費で、財源は半分国庫補助となっております。

[6 月定例県議会]

△一般質問

質問：橘武徳(36 番)

まず第一に、陛下のご巡幸に関するお礼言上の議を決議されたのでありますが、知事はこの陛下のご巡幸の記念に何かお考えになっているかどうかをお尋ねいたします。(以下略)

答弁：桜井三郎県知事

なお記念事業というふうなことではないのでありますけれども、今回の巡幸にあたりまして、とくに御予定外でありましたが、恵風(マ)園前に御車を御留めになりまして御慰めの御言葉がありましたのであります。ライ患者等が非常に渴望しておりますフレミン(マ)について特段の配慮をするというようなことも私共も考えているのであります。救ライ事業を更に一段とどうするというようなことも、今回の御巡幸に更に合するものであろうというふう考えるのであります。

△衛生員会委員長の報告(泉万次郎：30番)

第十二項ライ予防費の諸手当四万五千円は、いずれも政府職員の特殊勤務手当に準じて伝染病防疫作業従事職員に対する特殊勤務手当で、即ち危険手当で、その額は作業に従事した日一日について次の区分によって支給せんとするものであります。A級は作業の性質環境等が特に危険または困難なとき一人一日につき四十円、B級は作業の性質環境等が比較的危険または困難なとき一人一日につき三十円、C級は作業の性質環境等が特に危険または困難でないとき一人一日につき二十円となっており、財源は国庫補助十八万七千八百円で、残余は一般歳入からであります。ライ病の消滅については予防思想の啓蒙運動に、また未収容患者の収容に平素から相当の努力のあとがみえておりますが、九州でもライのもっとも濃厚である本県下には未収容の患者三百二十名をかぞえる現況であります。今般特効薬プロミンの出現によって患者にとってはまさに闇夜に光明を得たように感激にむせております。先般衛生員一行恵風(マ)園に出張し実状をつぶさに調査いたしました、この施療によって一日もすみやかにこれら不幸な患者を救わんとするものであります。プロミンは一患者一日の注射代五十円を要し、月一万五千円になるわけですが、非常に高価なものでありますから、これを国費並びに県費をもって支弁し、更に一般の県民の同情によってまかないたいという案であります。(中略)第十六目(マ)優生保護審査会費四十二万五千二百二十一円、これは優生保護法によって優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査、その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するために県優生保護委員会及び縣下十二ヶ所の地区優生保護委員会を設け、これが運営費を追加するもので、県委員会の費用は全額国庫負担であります、地区委員会の費用は別途二十四号議案として手数料徴収条例を提案しております通り全額手数料でまかなうことになっております。(中略)第二十四号議案、一六八頁であります、「熊本県地区優生保護審査手数料徴収条例制定について」これは予算ところで説明申し上げましたように縣下十二ヶ所の地区優生保護委員会の経費は申請者からの手数料でまかろうことになっておりますので、この徴収条例を提案した次第で、手数料の額は本省からの内示のあった通り一件三百円としたものであります。これは優生保護法第十三条により本人の同意を得て医師が申請しますから申請人は医師であります。また極貧者で金銭支払の能力なしと認められる者は、民生委員の申請により生活保護法の医療給付規定によって支給することになりましょう。即ちこの県及び各地区の優生保護審査会の認定の結果はきわめて責任重大なりといわなければなりません。

[10月定例県議会]

△衛生員会委員長の報告(泉萬次郎：33番)

第十二項癩予防費、これも同様に予算の組替によるものでありまして更生(マ)するわけであり、(中略)第十七項營繕費現在菊池恵楓園に県下ライ患者の一部を収容しておりますが、なお

県下におおむね三百三十名も未収容患者がおりまして、この中重患は是非入院加療を要するのですが、恵楓園は現在すでに定員を超過して収容不可能の状態にありますため、同園内に一時救護所を設置せんとするものでありまして、財源はさきにご議決願いましたプロミンの購入が予想より安価に入手できましたので余裕を生じましたものと、なお救ライ協会からの寄付五十万円と合せ百万円をもって四十七坪余の木造平屋収容所を新築するものでありまして、これに伴う患者収容の検診旅費も合わせて組替えんとするものであります。

## ■昭和 25 年

[3 月定例県議会]

### △質問

森岡光義(42 番)

第二には議長は議会の代表者としての職責を忘れてはいないかという点であります。五十五年の長い間本県ライ患者のために神の如き愛をそそがれた救ライの母ヘンナ(ママ)・ライト氏の臨終を見舞われたことがありますか。三月一日の告別式は NHK から全国に放送され、知事や市長の弔辞はありましたが県会議長の弔辞のなかったことはひとしく不思議に思っておりますが、これはどうしたことでしょうか。慈善家としてはナイチンゲールにまさり、愛の教育者としてはペスタロッチにも劣らないライト氏なれば、故人臨終のあの言葉までも録音して全国に中継放送したではありませんか。このような世界的人物を遇する道を知らないということは文化国民の一代恥辱であります。議長として県民を代表し議会を代表する大久保君が、この告別式を市井の世話やき婆さんと同列に考え、これに出席せずまた代表者を派遣しなかったということは、君がいかに知性が低く、いかに議長というものの職責の希薄であるかということをお話しているということです。大久保議長よ。本員は県民の将来のために、将来再びかくのごとき過誤のなからんことをこの議場において百八十万県民並びに県議会に誓われんことを忠告するものである。

大久保盛輔議長

お答えいたします。(中略)第三のライト女史のお葬式にご会葬を申し上げなかったことは、私まことに遺憾に存じております。その点森岡議員のご忠告に対してつつしんで拝聴いたします。

山中大吉(43 番)

緊急動議であります。只今四十二番議員の質問のうちにありますライト女史の弔慰について遺憾の意を表されましたが、遅ればせながら議会代表が墓前に参拝して弔慰を表せられんことを動議いたします。

[「賛成」]

大久保盛輔議長

只今四十三番より緊急動議が出まして、ご賛成がありましたので議題に取扱います。ライト女史の弔慰について議会を代表して遅ればせながら墓前に行って弔慰を表してはどうかということではありますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」]

△衛生員会委員長の報告(泉萬次郎：33番)

第十三項ライ病予防費、これは患者がたくさん発見されておりますので本年度は菊池恵楓園の中に一千個の病床を設けてこれを全部収容しようとするものであります。(中略)第十八項衛生諸費、この中にはいわゆる…優生保護委員会費…営繕費を含んでおります。この営繕費は冒頭に申上げた通り、本年度は玉名保健所それから隈府、人吉、本渡、山鹿、御船にいずれも百五十坪の庁舎を建築しようとするものであります。国庫からの補助金が六百四十五万円、それに地元からの協力を得まして本年度に完成しようとするものでありまして、ならびに保健所の支所を五ヶ所だけ設けようとするわけであります。第十一款統計調査費その第一項衛生等経費は、法定伝染病あるいは届出伝染病の発生転帰状況、医療施設、社会保障の面にいたるまでの統計を調査するものであります。(中略)第十四卷諸支出金第七項元九州療養所職員恩給金、これは菊池恵楓園が国立移管になる前九州各県共同で療養所を経営しておったのでありますが、当時退職した七人に対する恩給であります。

[8月定例県議会]

△答弁：蟻田重雄衛生部長

次に、結核の問題につきましてご質問になり、おしかりがあったような気持がしたのであります。かつて県会で三十九番議員からの熊本の結核をどうするかというようなことでご質問をうけました時に、私は熊本の結核の問題について出来るだけの努力をばらいますということを申し上げておいたはずであります。戦後の結核が多くなった、たしか二十三年から二十四年におきまして二番の罹患数になっております。そこで伝染病というものは衛生行政のうちで結核行政というも

のは根本的の平時行政であります。衛生行政の大半をつぶしているといつてよろしいものであります。その最も大切なことは結核患者の収容施設という問題については、前の私の答弁以来私は営々といたしましてその獲得拡充につとめとるのであります。現在の届出数を見ますと、端数を切りまして覚えやすく申し上げますと、本年中六千名ということに相なっております。その六千のうち三千名というのがこれが厚生省指示の数であります。しかるに、熊本県下にあるところの全部を集めましてのベッド数はどうかといいますと千四百三床ということになっております。(中略)結核予防の大切なことは自宅患者を皆無にする、いわゆる感染源を皆無にするということが大切であります。(中略)次に療養所のベッドの問題であります(中略)なお避病舎をライ病院的に四つあるいは五つの村で大きな病院組織にしまして(中略)なお菊池病院を今度恵楓園の支所といたしまして、今までの国立病院を廃止しまして、菊池療養所という名前に変えまして、二百四十ベッドというものは予算的措置を中央においては決定しております。

## ■昭和 27 年

[5 月定例県議会]

△質問：西本初記(21 番)

次に結核対策について衛生部長におたずねいたします。(中略)なお、レプラにたいしまして部長は非常に恐れられますが、私は最も恐るべきものは伝染病では何といても結核だと思っております。勿論レプラ患者にたいする予算と結核予防にたいする予算とは雲泥の差がありますが、これを一人当に割ってみますと、結核のほうがはるかに安いのであります。私が先般医学博士を相手に、六人でありましたが、レプラは伝染病ではないと申しましたけれども、実に乱暴な意見だと申されましたけれども、私は、われわれ社会通念でいうところの伝染病でない、こういう意見であります。私はレプラにたいするようなあの恐れをもつて結核にたいしていたら、恐れをなしたならば、結核の撲滅が出来ると思えます。私の村にきてご調査いただければ結構であります。決してレプラはあなた方医者が恐れるようなそういうものではありません。[笑声]同居生活しておつてもうつつっておりません。夫婦生活をして、三十年、四十年しておつてうつつっておりません。しかも発生系統を調べてみますと、お父さんがレプラであつたから子供もレプラであるということはない。もうそのさいには誰も彼も死んでしまつて誰もおらないところに突然として出る。こういうところがあなた方ただ本の上で勉強されたのと素人の私達の実際調べたものとの違いであります。[拍手、笑声]

## ■昭和 28 年

[3 月定例県議会]

△衛生常任委員会委員長報告：橘武徳(36番)

衛生常任委員会のご報告を申し上げます。(中略)第七款保健衛生費第一項医務費十五万二千二百八十円の追加は…第二項の予防費百三十七万五千円の追加は、今回菊池恵楓園内にあるライ患者一時救護所を国に売却いたしますが、その設立のさいに救ライ協会から寄附を受けたいきさつもありますので、その売却費の半額を救ライ協会に補助する経費(後略)

[9月定例県議会]

△衛生常任委員会委員長報告：西山勗(28番)

次に一般経常費分の追加予算であります、七四項、第七項保健衛生費第一項医務費第九目優生保護費十四万一千百四十円は、優生保護法の規定によりまして悪質遺伝患者にたいして優生手術を実施する委託費でありまして、全額国庫支出金であります。

■昭和29年

[3月定例県議会]

△衛生常任委員長報告：西山勗(28番)

第二項予防費一億一千百四十一万円は、そのほとんどが国庫補助をとものう事業でありまして、結核、法定伝染病、性病、ライ病、寄生虫等の予防ならびに精神障害者の対策費用等となっております。

△質問：西本初記(21番)

次はいま話題になっておりますレプラの問題についてお尋ね申し上げます。これは衛生部長の所管か、あるいは教育長の所管か、両方にかかると思いますが、衛生部長にお尋ね申し上げたいと思います。未感染児童がはたして同一学校に収容できないかどうかということでございます。もしこれが医学的に考えまして、未感染児童が同一学校に収容できないということになりますと、未感染児童なるものは、単に竜田寮にいたるところの二十三人だけではありません。全国いたるところにおるわけでありまして。ただあすこに集団しているためにああいうような問題が起きたように思いますが、もしこれが各市町村に起つた場合にはどうなるか、なおまた成人して社会生活をする場合に社会生活はできないじゃないか、結局未感染大人も一つどこかに収容しなければならぬじゃないかという、こういう由々しいところの問題が起つてくるのであります。去るいく日かの

新聞を見ますと、アメリカ人がその子供をもらって帰った記事が出ておりますが、われわれはもっと温情をもってこういう人にはむくいてやらなければならぬものと思うのであります。医学的には心配はいらないという決断がつけば、これは教育長の問題になると思いますが、果敢にこういう問題について善処してやってほしい。勿論市教育委員会の問題でありましようけれども、県といたしましても当然考えるべき問題じゃないかと思う次第でございます。これにつきましてはそれぞれの所管からご答弁をお願いいたします。

▲答弁：衛生部長：蟻田重雄

二十一番議員のライに関しますとくに未感染児童の通学問題で、ただいま非常な大きな話題をなげております問題につきまして、私なりあるいは教育委員長の意見を述べろというお話でございます。私、行政上の筋といたしましては、熊本市にありますあるいは県にあります療養所が、たとい国立でありましよう、また問題が市の問題でありましよう、最高の指導権と行政権をもっておりますことは、これはマアたしかな事実でございます。しかしながら、学問上からの判定といいます問題、これが必ずしも私は地域社会の問題を解決するもんじゃないというようなことと考えておりますのであります。県会を通じまして、おそらくこの問題が私の答弁をお求めになりますというようなことを考えておりますのであります。幸いにしていままで出ませぬでしたので、やれやれと実は考えておった次第でございます。〔笑声〕ところがどうしても白か黒か右か左かと言えというようなお話なのでございます。言いたいことはやまやまなのでございますが、しかるにどうも、かねがね蟻田放言というような言葉がしばしばいわれておりますので、厚生省の方からきついカン口令がしかれておまして、非常に影響的なものの言い方を絶対するなという実はカン口令がまいておるのでありますので、ただ一言、これは私の意見ではないのであります、これは厚生省側が本来、厚生、法務が集まりまして、人権擁護問題といたしまして提唱いたしました時の考え方といたしまして、厚生省側が言っておりますことは、これは県議会で申し上げても、私個人の意見ではないと思うので、申し上げたいと考えております。

これは患者から生まれたと同時に離れ、または家庭から同時に離れました、いわゆるそういう患者の側近からすぐに離れました子供というものは、これはこの発病というものは、絶無とはいわれないが、非常に少い(マ)、よつてもって感染という問題にいたしましても非常に弱い、ただ全国的に青森の松ヶ岡(マ)の療養所と熊本市とだけが分校で、あとは一般普通の学校へ入学しておる。そこでこれは教育の機会均等というような面から考えますと、厚生省側といたしましては、いまのような見方をいたしておりますことは、これは私の個人の見意(マ)ではありませぬので申し上げていいじゃないかと考えますのであります。それから先般ロックヘーラー(マ)研究所のオルソンという技術者がライの研究もいたしておると思うのであります。私のところへまいりまして、ライの問題で質問を出したことがございます。その問題は、ドクター蟻田はライをどういうふうにかんがえるかというような言葉をはじめ言いましたので、それは収容の問題か、あるいはまたいまの療養所におけるコントロールの問題かといいましたらば、これはライというものをど

ういうふうに扱ったら一番いいと思うか、ということにつきたのでありますが、なかなかむづかしい問題で、ただいま熊本ではとくに大きな問題になっているので、これはマア学問の上からは国際的のなんら線もないので申し上げたいが、自分としてはここであなたにさえハッキリしたことを言いたくないということをお願いしたところが、非常におもしろいことを申していきました。世界全体を私は廻っておるが、ライはやはり開業医者が取扱っていくべき問題じゃないか、ということをお願いしました。といいますと、ライは解放せいということじゃなかろうかと思うのであります。これだけぐらいにしてどうぞご了承願いたいと思います。

▲答弁：教育委員会委員長：福田令寿

二十一番議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいま地方の問題になっておりますいわゆるライの未感染児童を普通の学校に通学させていかどうかという問題であります。第一に未感染児童という言葉ははなはだ不適當であって、やがては感染するだろうというような暗示を与える言葉でございます。[「同感々々」]これはぜひ改正すべき言葉だと思うのであります。広く考えますならば、私ども一般の人間はすべてこれは未感染人間であります。そういうことからして、やがては発病するかも知れないというような懸念をもってみられますから、いろんな問題が起るのじゃないかと考えますが、医学上の立場からは、権威者はみな、発病せざる人は他の人に病気を感染させる危険はない、これは医学上の権威者の結論であります。また法の上から申しましても、患者じゃないものを患者扱いにすることは許されないのでありますから、健康児を普通の学校に通学させることはあいならぬということの理屈はどうも立たないのであります。さらにこれを人道上の立場から考えますならば、勿論差別待遇をしてはならぬということもハッキリいたしております。さような根拠からいたしまして、理論的には竜田寮の児童が普通の学校に通学することは当然であるという結論が出るのでございます。ただし、世の中の事は何事も理屈通りにいくというわけのものではござりませぬ。事が理論通りに実行できればきわめて簡単でありますけれども、いろいろな事情がこれにまわりついてまいりまして、ことに人情というものがからみついてまいりますと、親がわが子と思う親心といいますか、ぼんのう心といいますか、こういうものが非常に理論通りに事を行おうとする場合の支障となるわけでありまして、一方恵楓園における患者たちは、自分の子供たちがぜひ普通の学校に通学できるようにこい願ってやまないのであって、これも一面の親心であります。また普通の学校に子供を送っている父兄、父母は、どうも危険がありそうな子供たちが普通の学校にくるのは困るんだ、自分の子供がもし感染したらどうだろうという親心からして問題が起っておるわけでありまして。理屈でこうだから、そんな迷信のような親のぼんのうで邪魔をされては困るといってしまえば、それまででございますけれども、世の中のことはそう簡単にはまいらないのであります。思いおこしますのは「浅しとてせけばあふるる川水の姿や民の心なるらん」という御歌がございますが、これは昭憲皇太后の御歌でございます。その通りであります。どうもこれは迷信だ、つまらぬ浅薄な考えだといって、それをせきとめてしまえば、やはりどこかにあふれ出ないともかぎらないのであります。その昭憲皇太后がライに非常なご関心をおもち



になり、ライ患者のためにどれだけのお恵みをおたれになったかということは、みなさまよくご存知の通りであります。瀬戸内海の一孤島愛生園に住まっておりました患者、身体も不自由でありついに目も見えなくなってしまって、四十一才をもって世を去った明石海人という患者は「みめぐみはいまくかしこ日本の本のライ者に生れてわがくやむなし」という歌をうたったのでございますが、この歌の全般を見ますと、ライは遺伝病のごときひびきをもっておりますが、それはマア訂正するとしても、日本のライ病人と生れて、日本の人と生れてライ病になっても「わがくやむなし」それはなぜであるかといいますと「みめぐみはいまくかしこ」あの昭憲皇太后のあのご仁慈のほど言葉にも筆にもつくされないほど身にしみる深いものがある、かような御恵を受ける身分はたといライ病であっても自分は何んのうらみもないと言っておるのであります。ここまで人間の心がやわらいでまいりますことが政治の秘訣であり教育の秘訣であろうと思っております。私は普通の学校に竜田寮の子供を入れてもらっては困るという親心はわからないじゃないが、それは理論からすればどうも浅薄な議論としかとれぬのでございますが、さればといて、これを無理におしつけることもどうだろうと思われるのであります。要は教育の力により、指導の力によりまして、そういう人の心をやわらげまして、啓蒙いたしまして、やはりそういう人にたいして一般社会は思いやりがあり「みめぐみはいまくかしこ」という気持ちをもつところまでもっていかなければ、いま無理に法がこうである、理屈がこうであるといつて、無理やりに即時断行、一般学校に通学させようといういき方をするということは、かえって必要もないアツレキを生じ、おもしろからざる結果を生じやしないかということ懸念するのでございます。以上私のお答といたします。[拍手]

△質問：西本初記(21 番)

…次はレプラ問題、これは医学上の見解からは衛生部長のあたらずさわらずのご答弁がございましたが、だいたい白か黒かは判定がついたようであります。また福田委員長のご説明から申しましてもだいたい判定はついたようであります。残すは、たださきほどのように、簡単なことが世の中のことは理屈通りにいかないという点にあるようでございますので、今後この点につきましては県の善処を要望しておきます。(後略)

[12 月定例県議会]

▲衛生常任委員会委員長報告：西山勲(28 番)

本委員会に付託されました議案は、第一号及び第二号議案歳出予算のうち、衛生部の所管に属するものでありまして、先ず第一号議案第七款保健衛生費追加総額千七百五十一万二千元で、この内訳は、予防費八百八拾五万三千元、これは結核予防費としてパス、マイシンの購入費百九十万五千元、ライ患者の家族生活援護扶助費六百八拾五万五千元であり(後略)

□昭和 30 年

[3 月定例県議会]

▲衛生常任委員会委員長報告：西山勲(28 番)

第十二項国庫支出金返納金中衛生関係返納金は、結核予防費補助返納金六百二十二万八千円、らい予防費補助返納金(後略)

▲衛生常任委員会委員長報告：西山勲(28 番)

第一議案昭和三十年四月、五月、六月熊本県歳入歳出暫定予算の歳出面におきまして第七款保健衛生費七千五百八万八千円が計上されておりますが、この予算は三ヶ月分の必要かつやむを得ない最小限度の予算であります。内容を簡単に申し上げますと、第七款保健衛生費第一項医務費…第二項予防費一千五百七十五万円は、そのほとんどが国庫補助を伴う事業でございまして、結核、法定伝染病、性病、ライ病等の予防及び医療費、ならびに精神病障害者の対策費用となっております。

[6 月定例県議会]

▲衛生常任委員会委員長報告：倉重末喜(36 番)

第一号議案昭和三十年度熊本県歳入歳出予算のうち歳出面の第七款保健衛生費の予算総額は、三億四千五百十五万二千元でありまして、この内訳は、第一項の医務費一億三千百万六千元、第二項の予防費は休戦三百三十五万九千元…このうち新規事業といたしまして、ライ患者として療養所に入所いたしている者の生活を援護するに要する経費としてライ患者生活援護費五百四十万…が計上されています。